

新・大阪府地震防災アクションプラン ～平成28年度の進捗状況～

平成29年6月

大阪府

「新・大阪府地震防災アクションプラン」は、以下のHPをご覧ください。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/new_actionplan/index.html

浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

目 次

1	アクションの進捗評価	1
2	主なアクションの進捗状況	
アクション1	防潮堤の津波浸水対策の推進	2
アクション4	密集市街地対策の推進	3
アクション8	ため池防災・減災対策の推進	4
アクション11	学校の耐震化	5
アクション21	石油コンビナート防災対策の推進	6
アクション22	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	7
アクション40	外国人旅行者の安全確保	8
アクション42	災害医療体制の整備	9
アクション45	広域緊急交通路等の通行機能の確保	10～12
アクション50	食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化	13
アクション59	災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化	14
アクション74	応急仮設住宅の早期供給体制の整備	15
アクション75	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	16
アクション76	中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業計画マネジメント（BCM）の取組み支援	17

1. アクションの進捗評価

- 「新・大阪府地震防災アクションプラン」は、平成27年から36年度までの10年間を取組期間とし、府民の安心安全確保に全力を傾けるため、平成27年度から29年度の3年間を「集中取組期間」としています。
- プランに位置付けている各アクションは、毎年度、進捗状況や目標達成度の評価を行い、その見直し・改善を通じて着実な推進につなげることであり、平成28年度の各アクションの進捗状況のうち、主だったアクションの進捗を次頁以降にお示します。
(全てのアクションの進捗については、別表「進捗管理（PDCA）シート」を参照して下さい。)
- アクション全体の進捗状況評価結果は以下のとおりです。

【アクション全体の進捗状況】

各アクションの進捗状況評価	平成28年度
① 計画以上もしくは概ね計画どおり進んでいるアクション	100 アクション
② 計画どおり進んでいない	0 アクション

- 評価の考え方は、以下のとおりです。

	(府や市町村等の) 取組み結果の定量化が可能	(府や市町村等の) 取組み結果の定量化が困難
府自ら取組むアクション	I 定量的指標による管理 ・防潮堤の津波浸水対策 ・水門の耐震化 等 22アクション	II 取組内容の達成状況による評価 ・大阪880万人訓練の充実 ・津波防御施設の閉鎖体制の充実 ・災害医療体制の整備 等 41アクション
市町村や民間団体等の取組みを支援するアクション	III 府の取組内容の達成状況による評価 (注) ・民間建築物の耐震化 ・鉄道施設の防災対策 ・管理化学物質の適正管理指導 等 16アクション	IV 府の取組内容の達成状況による評価 ・地下空間対策の促進 ・帰宅困難者対策の確立 ・災害廃棄物の適正処理 等 21アクション

(注)：市町村や民間団体等の取組み結果が定量的に示せるものについては、参考数値とします。

- なお、平成29年度は「集中取組期間」の最終年度であることから、進捗状況の評価を実施し、平成28年熊本地震の教訓等も踏まえ、「アクションプラン」の改定に向けた取組を進めます。

2. 主なアクションの進捗状況

ミッション I 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

アクション1 防潮堤の津波浸水対策の推進

(環境農林水産部、都市整備部)

- I 津波による浸水を防ぐため、先行して平成26年度から防潮堤の液状化対策を実施。平成28年度までの3年間（集中取組期間中）で、第一線防潮堤（津波を直接防御）のうち「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」の対策を完了させる。
- I 平成30年度までの5年間に第一線防潮堤の対策を順に完了させ、平成35年度までの10年間で全対策の完了を目指す。

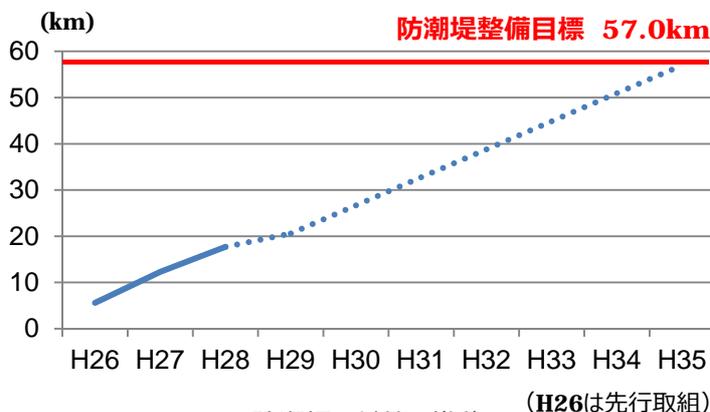
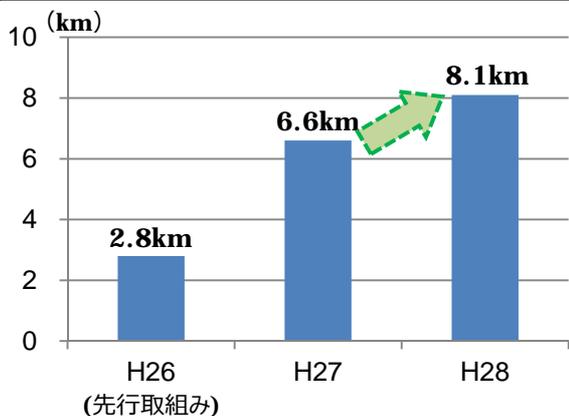
【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- I 平成26年度からの3年間で、要対策延長(府管理分：約57km)のうち、第一線防潮堤で「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤（約9km）」の対策を完了。

※対象延長見直し：「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」約9km ⇒ 約8km

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
第一線防潮堤で「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤（8.1km）」の対策を完了	1.5 km 計8.1km	1.5 km 計8.1km
「百数十年規模の津波により浸水が始まる危険性のある水門外の防潮堤」及び「水門内であっても満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」（約17km）の対策	—	3.9 km 計9.6km



「満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤（約8km）」の対策の推移

防潮堤の対策の推移

地震時の液状化による防潮堤の沈下を防ぐため、地盤改良を行いました。



防潮堤の対策（神崎川（城島橋下流右岸））左：施行中／右：施工後

【H29 取組み予定】

- I 「百数十年規模の津波により浸水が始まる危険性のある水門外の防潮堤」及び「水門内であっても満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤」（約17km）の対策を推進。（2.9km）

アクション4 密集市街地対策の推進

(住宅まちづくり部)

I 地震発生時に、人的被害や建物被害を軽減するため、先行取組みとして策定した「大阪府密集市街地整備方針」及び「市整備アクションプログラム」（該当市作成）に基づき、集中取組期間中に老朽住宅の除却や防火規制の強化などのまちの不燃化、広幅員の道路等の整備早期化等による延焼遮断帯の整備、防災意識を高めるための地域への働きかけをより強力に促進する等により、平成32年度までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を解消する。

【対象地区】（大阪市）優先地区、（堺市）新湊、（豊中市）庄内、豊南町
 （守口市）東部、大日・八雲東町、（門真市）門真市北部
 （寝屋川市）萱島東、池田・大利、香里、（東大阪市）若江・岩田・瓜生堂

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

I 全11地区において、地域の理解・協力を得て、具体的な取組を推進。

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
7市11地区において、地域の特性に応じて、老朽住宅の除却促進や道路拡幅などの地区公共施設の整備等を実施	11 地区	11 地区
延焼遮断帯の整備	2 路線 【新規着手】寝屋川大東線 【継続】三国塚口線	2 路線 【新規着手】寝屋川大東線 【継続】三国塚口線
7市10地区において防災講演会や防災マップ作成支援ワークショップ開催など地域への働きかけを実施	10 地区	10 地区



地区老朽住宅の除却や道路を拡幅等、公共施設の整備を行っています。

地区公共施設等の整備例（左：整備前、右：整備後）

【H29 取組み予定】

- I 老朽住宅の除却促進、地区公共施設等の整備。（11地区）
- I 延焼遮断帯の整備。（2路線）
- I 地域への働きかけ（防災ワークショップ等）の実施。（11地区）
- I 密集市街地整備方針に基づく取組の検証と解消に向けた新たな推進方策の検討

アクション8 ため池防災・減災対策の推進

(環境農林水産部)

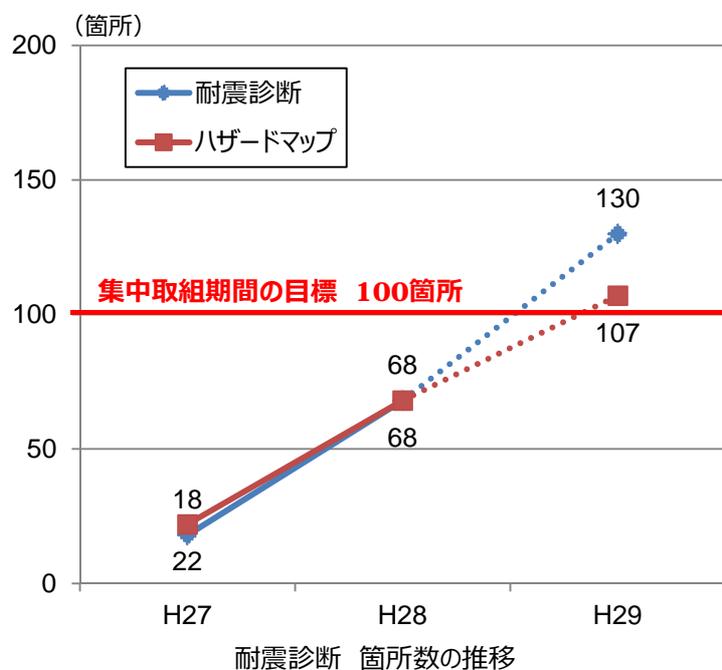
- I 大規模地震に対するため池の耐震性能を把握するため、ため池の耐震診断（H23から実施）を進めており、平成27年度には、「ため池防災・減災アクションプラン」を策定し、対象とする選定基準及び具体的な実施地区を選定した。
- I 同プランにおいて、より積極的にため池の耐震診断を推進する集中取組期間を定めるとともに、同プラン期間内に計画的な耐震診断と診断結果を踏まえた必要な耐震対策を実施する。
- I ソフト対策も含めた総合的な減災対策を推進するため、対象ため池の所在市町村に対して、ため池ハザードマップの作成、住民周知及び活用を働きかける。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- I 対象ため池耐震診断の実施 100箇所
- I 対象ため池の所在市町村において、ハザードマップ作成、住民周知 100箇所

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
耐震診断	50 箇所	50 箇所
ハザードマップを作成し、住民への配布等により周知	36 箇所	46 箇所



泉南市 ため池ハザードマップ
(泉南市HPより)

【H29 取組み予定】

- I 耐震診断を実施。(62箇所)
- I ハザードマップを作成し、住民への配布等により周知。(39箇所)

ため池が決壊した場合に想定される浸水区域や水深、および避難に役立つ情報を取りまとめたものです。

アクション11 学校の耐震化

(住宅まちづくり部、教育庁)

- Ⅰ 地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン（H18～27）」に基づき、耐震化対策を実施中であり、平成27年度までに、府立学校（高等学校、特別支援学校）については、耐震化率100%をめざす。
- Ⅰ 平成28年度以降については、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～37）」に基づき、以下の取組みを進める。
- Ⅰ 市町村立学校(小中学校等)については、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了を働きかける。
- Ⅰ 私立学校については、平成32年度までに、耐震化率が95%以上となるよう、学校設置者（学校法人等）に対して耐震化を働きかける。
- Ⅰ 吊り天井等、非構造部材の耐震化についても、府立学校において、計画的改修に努めるとともに、市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- Ⅰ 府立学校の耐震化率

高等学校	93.6%(H25)	⇒	100%(H27)
支援学校	88.9%(H25)	⇒	100%(H27)

【H28 取組み実績】（府立学校の構造体の耐震化はH27で完了。非構造部材の耐震化を実施中。）

取組み内容	予定	実績
体育館・講堂等の照明器具等の対策工事（対象29校）	15校	15校
柔剣道場の天井・照明器具等の対策工事（対象76校）	28校	28校

取組み内容	耐震化率 (H27.4.1現在)	耐震化率 (H28.4.1現在)
市町村立学校（小中学校等）について、市町村教育委員会に対する耐震化の働きかけ	小中学校： 95.2% 幼稚園： 78.3%	小中学校： 99.4% 幼稚園： 86.4%
取組み内容	平成28年度 補助件数	耐震化率 (H28年度末)
私立学校について、耐震対策工事に係る補助事業を実施	幼稚園 37棟 小学校 1棟 中学校 3棟 高等学校 19棟 専修学校 2棟	84.6%



着手前



施工後

非構造部材の耐震化
(門真西高校剣道場)

天井や照明器具の落下防止対策を行いました。

【H29 取組み予定】

- Ⅰ 府立学校の非構造部材の耐震対策

体育館・講堂等の照明器具等の対策工事にかかる設計（1校）	（対象29校のうち残り1校）
------------------------------	----------------
- Ⅰ 柔剣道場の天井・照明器具等の対策工事。（22校）（対象76校のうち残り22校）
- Ⅰ 市町村立学校（小中学校等）について、市町村教育委員会に対し、耐震化完了に向けて働きかける。
- Ⅰ 平成28年10月末までに耐震化に向けた実施計画書を提出した私立学校・園を対象にその経費を支援。

アクション21 石油コンビナート防災対策の推進

(危機管理室)

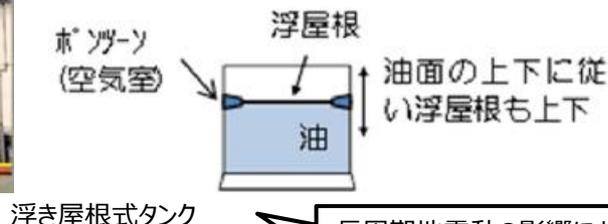
- I 「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、特定事業者に対して、油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置、スロッシングによる溢流対策や危険物タンクの津波による移動抑制のための自主管理油高（上限及び下限）の運用の見直し、津波避難計画の作成・修正及び防災訓練の充実等の取組みを積極的に進めるよう働きかける。
- I 特に、災害の未然防止のため、危険物タンクの耐震基準に適合するよう、特定事業者に対策を指導し、平成28年度までの早期完了をめざす。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- I 特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、スケジュール設定等を通じ、取組みを促進
- I 特定事業者において危険物タンクの耐震基準への適合を早期完了（H28）

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
特定事業者において防災対策を計画的に進捗するよう、スケジュール設定等を通じ、取組みを促進	H27年度の実績報告書に基づき、対策の進捗状況を把握し、課題の抽出やその対応方針等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ H27年度の実績報告書を取りまとめ公表 ○ H27年度の実績報告及び事業者ヒアリングより課題を抽出し、その対応方針を検討
特定事業所において危険物タンクの耐震基準への適合を早期完了（H28） H27年度末 浮き屋根式タンク 94 基 準特定タンク 138 基	浮き屋根式タンク 114 基 準特定タンク 143 基	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浮き屋根式タンク 101 基（13 基は休止） ○ 準特定タンク（耐震基準への適合完了） 140 基（2 基増設、1 基廃止、4 基は準特定タンクの対象から除外）



浮き屋根式タンク

長周期地震動の影響により、浮き屋根が損傷・沈没しないよう、浮き屋根の構造強化を指導してきました。

【H29 取組み予定】

- I 特定事業者における防災対策について、H28年度の実績報告書を取りまとめ公表。
- I H27年度及びH28年度の実績報告から、抽出された課題を踏まえ、第2期計画を策定。
- I 特定事業者において、休止する浮き屋根式タンク13基は、早期に耐震化を実施し、再開する予定。

アクション22 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援

(危機管理室)

- I コミュニティレベルでの住民組織の避難活動等への取組み促進など、自主防災力向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村に働きかけつつ、集中取組期間中に、沿岸市町と連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける等、市町村と連携して、自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。
- I 先行取組みとして、平成26年度からの3年間で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- I 津波浸水想定区域内の自主防災組織リーダーの研修受講機会の確保

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
主に津波浸水区域内の自主防災組織のリーダーを対象とした研修を実施	300 人	464 人
沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援	—	70 団体 (4市2町)



自主防災組織の中核となる人材の育成および資質向上を図るために研修を実施しました。

自主防災組織リーダー研修（大阪府庁）



リヤカー、タンカ、ヘルメット等の避難用資機材の配備支援を行い、避難訓練を実施しました。

災害時避難用資機材を活用した避難訓練（左：岸和田市、右：泉佐野市）

【H29 取組み予定】

- I 主に津波浸水区域内の自主防災組織のリーダーを対象とした研修を実施。（300人）

アクション40 外国人旅行者の安全確保

(危機管理室、府民文化部)

- I 地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、集中取組期間中に、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- I 必要な情報の提供や対応方法等について、国が策定した指針等を活用して、市町村や関係団体とともに検討を行い、各主体における取り組みを促進

【H28 取組み実績】

予定	実績
外国人旅行者の安全確保に向けた取組みの充実・拡充を図るため、平成27年度に開設したポータルサイトによる周知及び関係機関との協議を通じて内容の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者と「災害時における来阪外国人旅行者の安全確保に関する連携協定書」の締結 (6月) ○ 訪日外国人旅行者受入れ医療機関の追加選定 (7 → 12 医療機関) (11月) ○ ポータルサイトに、新たに訪日外国人旅行者受入れ医療機関の情報を掲載 (11月) ○ ポータルサイトの周知のための広報カードの増刷 (3月)
地域でのワークショップ等により、災害発生時から帰国までの流れをフロー図の形式で整理し、関係機関の役割や連携方策を検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪市と堺市の自治体・宿泊施設・観光施設等の事業者が参加したワークショップ (12月・3月) を経て、災害発生時から帰国に至るまでの外国人旅行者の支援の流れと関係機関の役割分担や連携方策等を整理した「支援フロー (案)」をとりまとめ (3月)
帰宅支援に関する協議会において、外国人旅行者の安全にも配慮したガイドラインの策定に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅支援に関する協議会において、外国人旅行者の安全にも配慮した取組みも含めて、関西圏における大規模地震発生時の「帰宅支援に関するガイドライン」の検討を実施 (7月・3月)



ポータルサイト 広報カード

大阪府外国人旅行者安全確保事業・支援フロー検討ワークショップ

災害発生時の外国人旅行者の支援について、関係機関と役割や連携方策等について検討しました。

【H29 取組み予定】

- I 外国人旅行者が必要な情報を入手できる環境づくりとして、ポータルサイトの内容の充実、広報カード等を活用した周知の継続、ポータルサイトの認知率・アクセス数等の把握を行う。
- I 周囲のサポート体制の整備として、28年度にとりまとめた「支援フロー (案)」を更新するとともに、より分かりやすく具体的な内容まで落とし込んだ「外国人旅行者安全確保マニュアル (仮称)」を作成する。
- I 帰宅支援に関する協議会において、外国人旅行者の安全にも配慮した取組みも含めて、関西圏における大規模地震発生時の「帰宅支援に関するガイドライン」を検討。

アクション42 災害医療体制の整備

(健康医療部)

<初動期>

- I 地震発生後の医療救護活動の初動期において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院（16箇所18病院）での傷病者の受入れ体制、災害現場での応急処置やトリアージを行うDMAT（日本DMAT隊43隊）出動態勢の確保に万全を期す。

<中長期>

- I 医療救護活動が初動から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、集中取組期間中に他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能を整備する。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- I 医療救護班の円滑な受入体制やコーディネート機能の整備

【H28 取組み実績】

予定	実績
<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省の災害医療コーディネート研修に職員を派遣するとともに、府の災害医療コーディネーターに対し、医療チーム等の受入れや派遣調整等や配置調整などの伝達研修を実施 ○ 必要に応じて、移動手段、通信手段や医薬品等の手配等を目的とした医師以外への災害医療コーディネーターの委嘱の必要性について病院関係者の意見を聴取しつつ検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関西広域連合が災害医療コーディネーターを対象に実施した研修に9名が参加（2月） ○ 厚生労働省が実施した災害医療コーディネート研修（4名枠）に参加（3月）

DMATとは「災害急性期に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、災害派遣医療チーム「**Disaster Medical Assistance Team**」の頭文字をとってDMAT（ディーマツト）と呼ばれています。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場で、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームです。

平成28年4月の熊本地震では、被災地に計17隊79人の派遣を行いました。

【H29 取組み予定】

- I 厚生労働省の災害医療コーディネート研修に職員を派遣するとともに、府の災害医療コーディネーターに対し、医療チーム等の受入れや派遣調整等や配置調整などの伝達研修を実施。
- I 必要に応じて、移動手段、通信手段や医薬品等の手配等を目的とした医師以外への災害医療コーディネーターの委嘱の必要性について病院関係者の意見を聴取しつつ検討。

アクション45 広域緊急交通路等の通行機能確保

(危機管理室、環境農林水産部、都市整備部、住宅まちづくり部、警察本部)

<通行機能確保>

- Ⅰ 地震発生後に、府内の防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に重点的に橋梁の耐震化を進め、平成32年度までに橋梁の耐震化の完了をめざす。
- Ⅰ 防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図る。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

Ⅰ 通行機能確保

広域緊急交通路等の橋梁の耐震化	345橋(H26)⇒395橋／対象397橋
防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備	0km(H26)⇒24.8km／対象41.2km

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
広域緊急交通路の橋梁の耐震化	369橋完了	363橋完了
防災・減災に資する道路ネットワークの整備 (H27年度末 1.8km供用完了)	11.3km供用	8.2km供用



橋梁耐震化 対策前



橋梁耐震化 対策後

下部構造と上部構造をケーブル等で連結し、地震時に橋桁の落下を防止します。

【H29 取組み予定】

- Ⅰ 広域緊急交通路の橋梁の耐震化を推進：32橋（計395橋完了予定）
- Ⅰ 防災・減災に資する道路ネットワークの整備を推進：16.6km（計24.8km完了予定）

アクション45 広域緊急交通路等の通行機能確保

(危機管理室、環境農林水産部、都市整備部、住宅まちづくり部、警察本部)

<沿道建築物の耐震化>

- 耐震診断の義務化対象建築物については、平成28年末までに耐震診断を終了するとともに、平成30年度までに耐震改修等の完了を働きかける。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- 沿道建築物の耐震化 耐震診断の義務化対象建築物の耐震診断（H28）、耐震改修等

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
耐震診断補助を拡充し、広域緊急交通路沿道の耐震診断義務化対象建築物の所有者へ診断等の実施を働きかけ	405棟完了	268棟完了 (除却等により33棟対象外)
耐震診断が実施されていない建築物の公表に向けての作業を開始	—	報告された診断結果及び未報告の建築物について、公表作業実施中

【H29 取組み予定】

- 耐震診断補助を延長し、広域緊急交通路沿道の耐震診断義務化対象建築物の所有者のうち未報告の者に対して、診断を実施し結果を報告するよう督促。
- 報告された診断結果及び未報告の建築物について公表。
- 優先して耐震化を働きかけるエリアを選定し、戸別訪問等により耐震化の働きかけを集中的に実施。

<信号機電源付加装置の整備等>

- 緊急交通路重点14路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その緊要性を踏まえた計画的な整備を進める。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- 信号機電源付加装置の整備等
停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新・設置等（緊急交通路重点14路線等）

【H28 取組み実績】

予定	実績
緊急交通路重点14路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その緊急性を踏まえ計画的に整備	○更新時期を迎えていた、緊急交通路14ルートに既設の信号機電源付加装置（239基）について、修繕を実施

【H29 取組み予定】

- 緊急交通路14ルートを中心に、設置の必要性や緊急性を踏まえ、信号機電源付加装置の更新・補修等を行う。

アクション45 広域緊急交通路等の通行機能確保

(危機管理室、環境農林水産部、都市整備部、住宅まちづくり部、警察本部)

<無電柱化の推進>

Ⅰ 地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において位置付けられた「優先して地中化すべき地域」のうち、広域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

Ⅰ 無電柱化の推進 13.5km (H26) ⇒17.5km
 ※指標見直し：17.5km (着手延長) ⇒16.7km (施工済延長)

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
広域緊急交通路の指定路線、区間について、無電柱化工事を推進	16.7 km	16.7 km

【H29 取組み予定】

Ⅰ 広域緊急交通路の指定路線、区間について、無電柱化工事を推進。

<避難路等として活用できる基幹的農道の整備>

Ⅰ 地震発生後に、農村地域からの避難や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を整備する。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

Ⅰ 基幹的農道の整備 0km(H26)⇒1.25km/対象6.75km

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
農村地域への支援物資搬入や医療搬送等を円滑に行えるよう、緊急輸送路等として活用できる農道を整備	0.34 km	0.34 km

【H29 取組み予定】

Ⅰ 農村地域への支援物資搬入や医療搬送等を円滑に行えるよう、緊急輸送路等として活用できる農道を整備。
：0.46km (計1.25km完了予定)

アクション50 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化

(危機管理室)

- Ⅰ 備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果（H26実施）等を踏まえ、平成27年度中に家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定する。
- Ⅰ その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、集中取組期間中に、万一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。
- Ⅰ 集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを概成させる。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

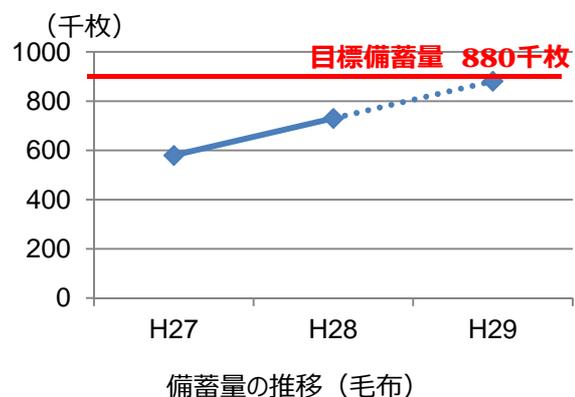
- Ⅰ 平成27年度中に「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定し、平成28年度以降、必要備蓄量の計画的な備蓄に努める。
- Ⅰ 各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムの概成。

【H28 取組み実績】

予定	実績
「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（最終案）」に基づき、計画的備蓄を進める	○「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づき、計画的備蓄を実施
H28年度中に大阪府域救援物資対策協議会で検討のうえ、「救援物資集配マニュアル」を策定	○「大規模災害時における救援物資配送マニュアル（案）」を策定、公表（3月）
	○民間事業者と燃料等（重油、ガソリン、灯油）の優先供給に関する防災協定を締結し、災害時における燃料供給体制を充実（11月）



中部防災拠点における備蓄状況



【H29 取組み予定】

- Ⅰ 「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について(最終案)」に基づき、計画的備蓄を進める。
- Ⅰ 市町村と連携した物資配送訓練を実施し、配送マニュアルの検証を行う。
- Ⅰ 燃料等の優先供給に関する協定先を増やし、災害時における燃料供給体制の充実を図る。

アクション59 災害時における福祉専門職等の確保体制の充実・強化

(福祉部)

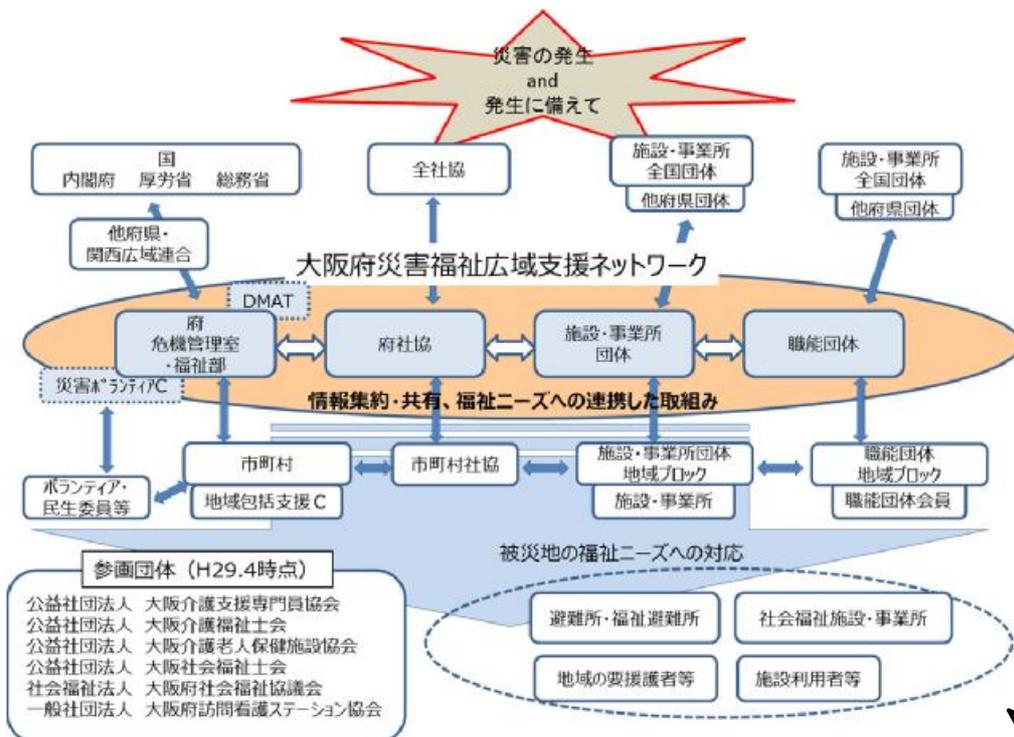
- Ⅰ 地震発生後に、被災した府民の福祉ニーズに対応できるよう、先行取組みとして、平成26年度中に、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築する。集中取組期間中に同ネットワークを活用し、福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）やサービスに必要な福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備を図る。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- Ⅰ 福祉避難所（二次的避難所）の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣（災害派遣福祉チーム等）や福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備。

【H28 取組み実績】

予定	実績
ネットワーク参画団体と人員派遣や物資供給等に関する情報の連携等について協議し、引き続き訓練を実施。また体制の充実、強化について、参画団体とともに検討、整理	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネットワーク参画団体と人員派遣や物資供給等に関する情報の連携等について協議し、訓練を実施（1月） ○ 体制の充実、強化について、参画団体とともに検討、整理



大阪府災害福祉広域支援ネットワーク（イメージ図）

被災した府民の福祉ニーズに対応するため、「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築しています。

【H29 取組み予定】

- Ⅰ ネットワーク参画団体と人員派遣や物資供給等に関する情報連携等について、災害時に機能を発揮できるよう、引き続き訓練を実施。また体制のさらなる充実、強化に向けて、参画団体とともに検討、整理。

アクション74 応急仮設住宅の早期供給体制の整備

(危機管理室、住宅まちづくり部)

- Ⅰ 被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、集中取組期間中に、市町村と連携した建設候補地の確保、平時より関連する民間団体との連携強化、「みなし仮設」となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。
- Ⅰ また、府域での応急仮設住宅が不足する場合に備えて、関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度の導入に係る体制整備を図る。

【目標】：平成27～29年度(集中取組期間)

- Ⅰ 応急仮設住宅確保のための体制整備
- Ⅰ 関西圏における民間賃貸住宅の応急借上げ制度に係る協定の締結（H27）

【H28 取組み実績】

予定	実績
災害時に直ちに行動し円滑に建設できるよう、「応急仮設住宅建設マニュアル」に基づき定期的に災害訓練等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に直ちに行動し円滑に建設できるよう、「応急仮設住宅建設マニュアル」に基づき災害訓練を実施（1月） ○ 災害時民間賃貸住宅借上制度を迅速かつ適切に運用するためのマニュアル（案）を策定（1月）
H27に締結した協定について、関係者間での実施細目についての協議を進め、合意する	○ H27に締結した協定について、関係者間での実施細目についての協議を進め、合意

【H29 取組み予定】

＜応急仮設住宅確保のための体制整備＞

- Ⅰ 災害時に直ちに行動し円滑に建設できるよう、「応急仮設住宅建設マニュアル」に基づき定期的に災害訓練を実施。
- Ⅰ 平成28年度に策定した「災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアル（案）」に基づく訓練を実施し、その結果を踏まえた検証を行う。

アクション75 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備

(住宅まちづくり部)

Ⅰ 地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。

【目標】：平成27～29年度(集中取組期間)

Ⅰ 被災建築物応急危険度判定士の登録者数 4,886人 (H25) →6,500人
 Ⅰ 被災宅地危険度判定士の登録者数 1,000人確保を継続

【H28 取組み実績】

予定	実績
<被災建築物応急危険度判定> ○判定資格の新規登録、更新の講習会を年5回開催 ○チラシによる民間企業、建築団体への制度PR	○判定資格の新規登録、更新の講習会を年5回実施 ○28の民間企業、建築団体へ制度PR
<被災宅地危険度判定> ○被災宅地危険度判定講習会の開催(年2回) ○被災宅地危険度実地(図上)訓練の開催	○被災宅地危険度判定講習会を2回実施 ○被災宅地危険度実地(図上)訓練を実施



応急危険度判定の様子
 (全国被災建築物 応急危険度判定協議会HPより)

【H29 取組み予定】

<被災建築物応急危険度判定>

- Ⅰ 判定資格の新規登録、更新の講習会等を年7回開催予定。
- Ⅰ チラシによる民間企業、建築団体への制度PR。

<被災宅地危険度判定>

- Ⅰ 被災宅地危険度判定講習会の開催。(年2回)
- Ⅰ 被災宅地危険度実地(図上)訓練の開催。(年2回)

アクション76 中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業計画マネジメント（BCM）の取組み支援

（商工労働部）

- Ⅰ 地震発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等の支援策を充実させる。
- Ⅰ 集中取組期間中に中小企業組合等と連携したセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なBCP/BCMへの取組みを促進する。

【目標】平成27～29年度(集中取組期間)

- Ⅰ 地域経済団体と連携したBCP策定支援策の充実
- Ⅰ 中小企業組合等を通じたBCPの普及啓発

【H28 取組み実績】

取組み内容	予定	実績
地域経済団体と連携したBCP策定支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催 (小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工会議所実施) ○ コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施(小規模補助金事業：府商工会連合会実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ BCPセミナー・ワークショップ（小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工会議所実施）：19回実施 ○ コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施 ○ 経済団体等との連携によるセミナーほか普及啓発の実施 ○ セミナー参加者数：687名 ○ 96の企業のBCP策定を支援
中小企業組合等を通じたBCPの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップ等を実施（4団体）



BCP策定ワークショップの様子

【H29 取組み予定】

- Ⅰ BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催。
- Ⅰ コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施。
- Ⅰ 民間企業等との連携による普及啓発を推進。
- Ⅰ 中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップの開催。

大阪府 事業継続の取組みを支援します！
 - BCP（事業継続計画）の策定支援策などのご紹介 -

大阪府では、大阪府商工会連合会、商工会・商工会議所等と連携し、府内中小企業へのBCP策定支援策（BCP策定セミナー・ワークショップ等）を実施し、事業継続の取組みを支援しています。

BCP（事業継続計画）の策定は、事業の存続や様々な危機への対応だけでなく、復旧に対する迅速性の向上に資するだけでなく、経営改善、業務の効率化など企業経営の向上につながるものです。

平成29年度は、下記のとおり、事業継続に関する各種取組を実施する予定です。取組ご活用ください！

事業を取り巻く様々な脅威

自然災害、経済的・社会的、自然災害、テロリズム、情報セキュリティ、サイバー攻撃

● BCP策定支援制度（大阪府商工会連合会実施）
 中小企業組合等向けに、事業継続計画（BCP）策定支援センター（BCP）策定の専門家知識を持つ経験豊富な専門員によるBCP策定の支援を行います。策定支援センターは、下記のとおりです。

【Aコース：組織別BCP策定支援】 2日定額 費用：無料
 従業員が複数にまたがる、大規模・多岐にわたる組織別BCP策定支援
 ※ 費用は20名程度の組織に1回限りのコースです。

【Bコース：BCP策定支援】 4日定額 費用：30,000円（税別）
 組織が複数した際の取組も事前に分析し、緊急事態に対処するための組織別策定支援（危機対応、広報、労働管理など）や組織別BCP策定支援
 ※ 20名以上の組織に1回限りのコースです。

【Cコース：BCP策定ワークショップ】 1日定額 費用：無料
 策定済みのBCPワークショップの開催、組織別策定支援
 ※ 既にBCP策定している組織に1回限りのコースです。

【Dコース：レガシーシステム継続支援】 3日定額 費用：無料
 国内のレガシーシステム「取組」必要な申請手続について支援
 ※ 個人に策定支援を利用し、BCP策定した事業が中小企業にのみ対応します。

● セミナー・ワークショップの開催
 セミナー・ワークショップを開催予定です。開催予定は随時ご発表いたします。開催予定は随時ご発表いたします。開催予定は随時ご発表いたします。開催予定は随時ご発表いたします。

● 府HP等を活用した情報発信
 府HPでは、事業継続に関する国・道・府・市町村の取組や最新の情報を随時発信しています。また、BCP策定支援センターの取組や最新の情報を随時発信しています。また、BCP策定支援センターの取組や最新の情報を随時発信しています。

大阪府 BCP 支援センター

＜お問い合わせ先＞ 大阪府商工労働部中小企業支援課経営支援課企画調整グループ
 〒539-8505 大阪府住之江区南港1-14-18（東港庁舎2F）
 TEL：06-6614-0871 FAX：06-6210-9504

新・大阪府地震防災アクションプラン（概要）

南海トラフ巨大地震による人的被害・経済被害の大幅な軽減に向け、3つのミッション（100のアクション）を推進

基本方針

◇本プランは、上町断層帯地震含め、府内で想定されるあらゆる地震被害リスクを対象とするが、とりわけ南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて修正した「大阪府地域防災計画」（平成26年3月）に基づき、地震津波対策を強化。

＜取組期間・目標＞

- 取組期間：10年間（平成27年度～36年度）
- 集中取組期間：取組期間の内、最初の3年間（平成27年度～29年度）
⇒府民の安心安全確保に全力を傾けるため重点的に取り組む期間を設定
⇒今年度から着手したアクションは0（ゼロ）年次の取組みとして位置付け
- 基本目標：「発災による死者（犠牲者）数を限りなくゼロに近づける。経済被害についても最小限に抑える」を究極の目標として設定
- 被害軽減目標：上記「取組期間」において、関係機関の着実な取組みや発災時の府民等の的確な行動を通じて達成可能と見込む、被害軽減目標（アクションによる効果）を定量的に明示

＜政策ターゲット／アクション＞

- 政策ターゲット：「大阪府地域防災計画」（平成26年3月）で定めた基本理念と5つの基本方針に基づき設定した17の課題に対処
 - ・基本理念：『減災』（被害の最小化及びその迅速な回復）
 - ・基本方針：命を守る、命をつなぐ、迅速な復旧・復興、必要不可欠な行政機能の維持、経済活動の機能維持
- ※本プランと整合させて、府庁BCP、大阪府災害等応急対策実施要領も改定。
- アクションごとの目標設定
 - ・100のアクションに、それぞれ「集中取組期間」「取組期間」での目標を設定
- 重点アクションの設定
 - ・優先順位付けは「命を守り、つなぐ」を第一
 - ・人命被害の軽減効果が極めて高いハード対策、地域・コミュニティにおける「逃げる」対策や市町村の取組みに対するソフト対策等、から位置づけ

3つのミッションと主なアクション

◇「命を守り、つなぐ」を第一に3つのミッションに区分け。

ミッションⅠ	ミッションⅡ	ミッションⅢ
<p>巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策</p>	<p>地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ため、災害応急対策</p>	<p>「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策</p>
<p>（主な重点アクション）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の津波浸水対策 ・水門の耐震化等の推進 ・密集市街地対策の推進 ・建築物の耐震化促進 ・「逃げる」施策の総合化、地域防災力の強化 ・学校等における防災教育の徹底 	<p>（主な重点アクション）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の整備 ・広域緊急交通路等の通行機能確保 ・備蓄、集配体制の強化 ・帰宅困難者対策の確立 	<p>（主な重点アクション）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等適正処理 ・応急仮設住宅の早期供給体制の整備 ・中小企業に対するBCP等の取組み支援

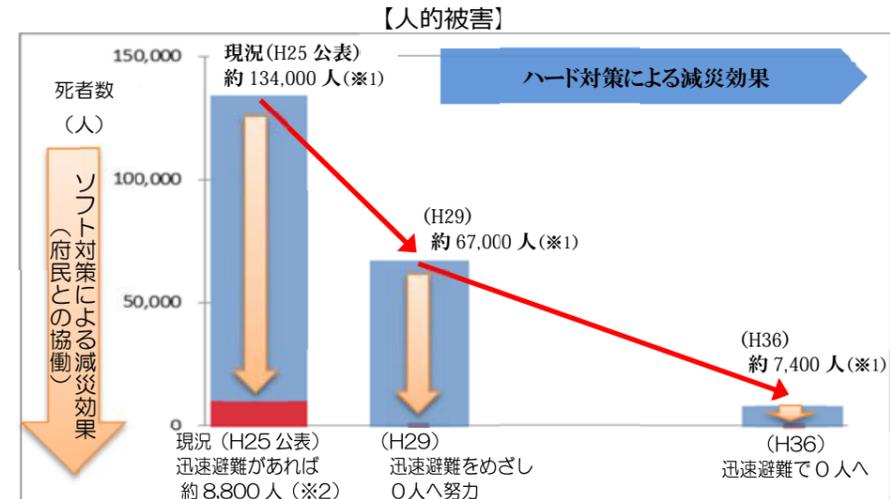
被害軽減目標

①人的被害（死者数）

- 防潮堤の津波浸水対策の推進等、ハード対策により、
・集中取組期間：『**人的被害（死者数）半減**』
・取組期間：『**人的被害（死者数）9割減**』をめざします。
- 加えて、府民のみなさまに迅速かつ安全に避難いただく、いわゆる「逃げる」取組みにより、府民のみなさまとともに、
『**人的被害（死者数）を限りなくゼロに近付けること**』
をめざします。

- 防潮堤の津波浸水対策等の緊急の取組みにより、
・集中取組期間：『**堤防沈下等による被害^(注)をゼロに近づけること**』をめざします。

（注）：地震の揺れによる防潮堤の沈下等により、津波到達前の潮位（期望平均満潮位）による浸水により想定される被害

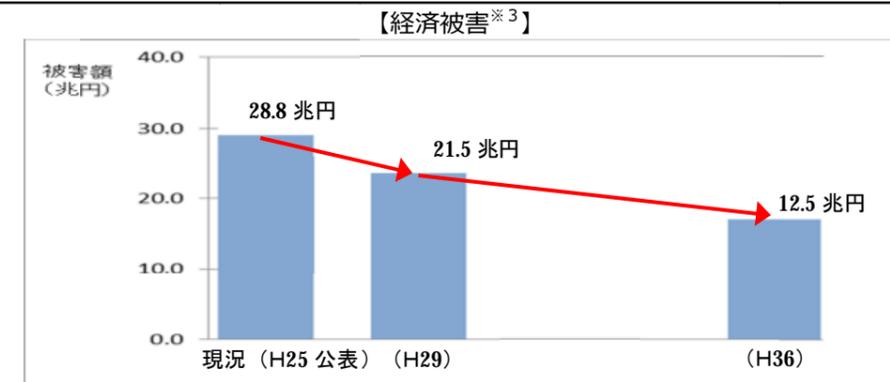


※1…「早期避難率低」の場合（避難開始が発災5分後：20%、15分後：50%、津波到達後あるいは避難しない：30%）
※2…「避難迅速化」の場合（避難開始が発災5分後：100%）

（注）冬18時の想定のため、避難開始をそれぞれ5分加算

②経済被害（被害額）

- ハード対策、ソフト対策の着実な推進により、
『**経済被害（被害額）5割減**』をめざします。
…これは、府内総生産（GDP）の約4割に相当する府内経済損失の解消に寄与します。



※3…経済被害は、「資産等の被害額」と「生産・サービスの低下による影響」を計上

3つのミッションと100のアクション

- ◇ 基本方針に基づく、目標達成に向け、主に3つのミッションに区分し、100のアクションを位置付け、推進
- ◇ これらアクションの着実な推進に向け、地震発生後の「府の行政機能を維持」する体制確保（「府庁BCP・災害等応急対策実施要領改訂」等）と、住民の命を守る最前線となる「市町村の計画的な災害対策」に対する必要な支援も実施

ミッションⅠ 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- (重点) 1 防潮堤の津波浸水対策の推進【環境農林水産部・都市整備部】
- (重点) 2 水門の耐震化等の推進【都市整備部】
- 3 長期湛水の早期解消【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 4 密集市街地対策の推進【住宅まちづくり部】
- 5 防火地域等の指定促進【都市整備部】
- 6 消防用水の確保【危機管理室・環境農林水産部】
- (重点) 7 地下空間対策の促進【危機管理室】
- (重点) 8 ため池防災・減災対策の推進【環境農林水産部】
- 9 防災農地の登録促進【環境農林水産部】
- (重点) 10 府有建築物の耐震化の推進【全部局】
- (重点) 11 学校の耐震化（府立学校、市町村立学校、私立学校）【府民文化部・住宅まちづくり部・教育委員会】
- (重点) 12 病院・社会福祉施設の耐震化【福祉部・健康医療部・住宅まちづくり部】
- (重点) 13 民間住宅・建築物の耐震化の促進【住宅まちづくり部】
- 14 住宅の液状化対策の促進【危機管理室・住宅まちづくり部】
- 15 的確な避難勧告等の判断・伝達支援【危機管理室】
- 16 地震ハザードマップ等の作成（改訂）支援・活用【危機管理室・住宅まちづくり部】
- (重点) 17 津波ハザードマップの作成支援・活用【危機管理室・都市整備部】
- 18 堤外地の事業所の津波避難対策の促進【都市整備部】
- 19 沿岸漁村地域における防災対策【環境農林水産部】
- 20 船舶の津波対策の推進【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 21 石油コンビナート防災対策の促進【危機管理室】
- (重点) 22 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援【危機管理室】
- (重点) 23 地域防災力強化に向けた消防団の活動強化【危機管理室】
- (重点) 24 地域防災力強化に向けた女性消防団員の活動支援【危機管理室】
- (重点) 25 地域防災力の強化に向けた消防団に対する府民理解・連携促進【危機管理室】
- 26 地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化【都市整備部】
- 27 津波防御施設の閉鎖体制の充実【都市整備部】
- (重点) 28 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保【府民文化部・教育委員会】
- 29 府民の防災意識の啓発【危機管理室】
- 30 津波・高潮ステーションの利活用【都市整備部】
- 31 防災情報の収集・伝達機能の充実【危機管理室】
- 32 メディアとの連携強化【危機管理室】
- 33 津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達【環境農林水産部・都市整備部】
- 34 大阪880万人訓練の充実【危機管理室】
- 35 「逃げる」防災訓練等の充実【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 36 「避難行動要支援者」支援の充実【危機管理室・福祉部】
- (重点) 37 医療施設の避難体制の確保【健康医療部】
- (重点) 38 社会福祉施設の避難体制の確保【福祉部】
- (重点) 39 在住外国人への情報発信充実【危機管理室・府民文化部】
- (重点) 40 外国人旅行者の安全確保【危機管理室・府民文化部】
- 41 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発【教育委員会】

ミッションⅡ 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策

- (重点) 42 災害医療体制の整備【健康医療部】
- (重点) 43 SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営体制の充実・強化【健康医療部】
- (重点) 44 医薬品、医療用資器材の確保【健康医療部】
- (重点) 45 広域緊急交通路等の通行機能確保【危機管理室・環境農林水産部・都市整備部・住宅まちづくり部・警察本部】
- (重点) 46 鉄道施設の防災対策【都市整備部】
- 47 迅速な道路啓開の実施【都市整備部】
- 48 迅速な航路啓開の実施【都市整備部】
- 49 大規模災害時における受援力の向上（ヘリサインの整備など）【危機管理室】
- (重点) 50 食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化【危機管理室】
- (重点) 51 水道の早期復旧及び飲用水の確保【健康医療部】

- 52 井戸水等による生活用水の確保【健康医療部】
- (重点) 53 避難所の確保と運営体制の確立【危機管理室】
- (重点) 54 福祉避難所の確保【危機管理室・福祉部】
- (重点) 55 帰宅困難者対策の確立【危機管理室】
- (重点) 56 後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保【危機管理室・都市整備部】
- (重点) 57 DPAT編成等の被災者のこころのケアの実施【健康医療部】
- 58 被災者の巡回健康相談等の実施【健康医療部】
- (重点) 59 災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保体制の充実・強化【福祉部】
- 60 被災地域の食品衛生監視活動の実施【健康医療部】
- 61 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施【健康医療部】
- (重点) 62 下水道施設の耐震化等の推進【都市整備部】
- (重点) 63 下水道機能の早期確保【都市整備部】
- 64 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理【健康医療部】
- 65 生活ごみの適正処理【環境農林水産部】
- (重点) 66 管理化学物質の適正管理指導【環境農林水産部】
- 67 有害物質（石綿、PCB等）の拡散防止対策の促進【環境農林水産部】
- 68 火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進【危機管理室】
- 69 毒物劇物業者における防災体制の指導【健康医療部】
- 70 ご遺体の適切処理【健康医療部】
- 71 愛護動物の救護【環境農林水産部】

ミッションⅢ 「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

- (重点) 72 災害ボランティアの充実と連携強化【危機管理室】
- (重点) 73 災害廃棄物の適正処理【環境農林水産部】
- (重点) 74 応急仮設住宅の早期供給体制の整備【危機管理室・住宅まちづくり部】
- 75 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備【住宅まちづくり部】
- (重点) 76 中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援【商工労働部】
- 77 災害復旧に向けた体制の充実【全部局】
- 78 生活再建、事業再開のための措置【危機管理室・商工労働部・環境農林水産部】
- 79 復興計画策定マニュアルの作成【政策企画部】
- 80 大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂【都市整備部】
- 81 復旧資機材の調達・確保【環境農林水産部・住宅まちづくり部】
- 82 特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行【全部局】
- 83 住宅関連情報の提供【住宅まちづくり部】
- 84 地籍調査の推進【環境農林水産部】

行政機能の維持

- 85 大阪府災害等応急対策実施要領の改訂と運用【全部局】
- 86 府庁BCPの改訂と運用【全部局】
- 87 大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保【危機管理室】
- 88 災害時の府民への広報体制の整備・充実【危機管理室・政策企画部・府民文化部】
- 89 都府県市間相互応援体制の確立・強化【危機管理室】
- 90 健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化【健康医療部】
- 91 発災時における地域の安全の確保【警察本部】
- 92 緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進【危機管理室】
- 93 救急救命士の養成・能力向上【危機管理室】
- 94 救出救助活動体制の充実・強化【警察本部】
- 95 災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ【危機管理室】
- 96 発災後の緊急時における財務処理体制の確保【会計局】

市町村の計画的な災害対策推進への支援

- 97 市町村地域防災計画の策定（改訂）支援【危機管理室】
- 98 「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定支援【危機管理室】
- 99 地区防災計画の策定支援【危機管理室】
- 100 地震災害に備えた市町村に対する支援【危機管理室】

大阪府 危機管理室
〒540-0008
大阪市中央区大手前3-1-43
新別館北館3階
電話 06-6941-0351(代表)
(内線4848)